

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	宇都	隆史 (自民)	佐藤	正久 (自民)	福山	哲郎 (民進)
理事	阿達	雅志 (自民)	滝沢	求 (自民)	藤田	幸久 (民進)
理事	堀井	巖 (自民)	武見	敬三 (自民)	山口	那津男 (公明)
理事	山田	宏 (自民)	中曽根	弘文 (自民)	井上	哲士 (共産)
理事	大野	元裕 (民進)	中西	哲 (自民)	浅田	均 (維新)
理事	浜田	昌良 (公明)	山本	一太 (自民)	アントニオ猪木	(無ク)
	佐藤	啓 (自民)	小西	洋之 (民進)	伊波	洋一 (沖縄)
(28. 10. 18 現在)						

(1) 審議概観

第192回国会において本委員会に付託された案件は、条約1件及び内閣提出法律案1件の合計2件であり、それぞれ承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願14種類252件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

気候変動対策 パリ協定は、平成27年12月にパリで開催された気候変動枠組条約の第21回締約国会議において採択されたものであり、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的として、温室効果ガスの削減に係る取組、その実効性を確保するための措置等について定めるものである。委員会においては、温室効果ガスの主要排出国による本協定締結の動向、我が国の本協定締結が遅れることとなった理由及びその影響、温室効果ガスの排出削減に向けた二国間クレジット制度の活用とルール策定の見通し、締約国による排出削減目標の達成を確保するための仕組み、我が国の排出削減目標の引上げの必要性、我が国の約束草案に示された電源構成の実現可能性、

再生エネルギーや森林保全に対する我が国の途上国支援の推進等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

防衛省職員の俸給月額等の改定 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の俸給月額等を改定する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、自衛官の給与改定が一般職国家公務員の給与改定に準拠する理由、諸外国と比較した場合の自衛官の給与水準、自衛官の若年定年制の目的と再就職・再任用の状況等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査〕

第191回国会閉会後の9月14日、北朝鮮による核実験の実施等について質疑を行い、北朝鮮による五度目の核実験に対する抗議決議を行った。

10月20日、北朝鮮情勢、日露関係、ユネスコ記憶遺産事業、集团的自衛権と憲法との関係、弾道ミサイル防衛、南スーダンPKOにおける自衛隊の活動、中南

米諸国に対する支援、沖縄における北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業等について質疑を行った。

11月22日、在日米軍駐留経費負担、南スーダンPKOにおける自衛隊の「駆け付け警護」、安倍総理とトランプ次期米国大統領との会談、日露関係、パリ協定、北朝鮮情勢、沖縄における北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業等について質

疑を行った。

12月8日、集団的自衛権と憲法との関係、広島平和都市記念碑、日露関係、安全保障技術研究推進制度、南スーダンPKOにおける自衛隊の「駆け付け警護」、我が国と東南アジア諸国との防衛協力、我が国周辺空域における中国軍機の活動状況、在沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成28年9月14日(水) (第191回国会閉会後 第1回)

- 理事を選任した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮による核実験の実施等に関する件について稲田防衛大臣、岸田外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宇都隆史君(自民)、大野元裕君(民進)、石川博崇君(公明)、井上哲士君(共産)、浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、伊波洋一君(沖縄)

- 北朝鮮による五度目の核実験に対する抗議決議を行った。

○平成28年10月18日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○平成28年10月20日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮情勢に関する件、日露関係に関する件、ユネスコ記憶遺産事業に関する件、集団的自衛権と憲法との関係に関する件、弾道ミサイル防衛に関する件、南スーダンPKOにおける自衛隊の活動に関する件、中南米諸国に対する支援に関する件、沖縄における北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業に関する件等について岸田外務大臣、稲田防衛大臣、若宮

防衛副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

阿達雅志君(自民)、山田宏君(自民)、小西洋之君(民進)、大野元裕君(民進)、山口那津男君(公明)、井上哲士君(共産)、浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、伊波洋一君(沖縄)

- パリ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成28年10月25日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- パリ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)について岸田外務大臣、稲田防衛大臣、山本環境大臣、関環境副大臣、松村経済産業副大臣、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

佐藤正久君(自民)、藤田幸久君(民進)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、伊波洋一君(沖縄)

・質疑(環境大臣出席)

〔質疑者〕

福山哲郎君(民進)、浜田昌良君(公明)、武田良介君(共産)、浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、伊波洋一君(沖縄)

○平成28年10月27日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- パリ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)について岸田外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

福山哲郎君(民進)、井上哲士君(共産)、
浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、
伊波洋一君(沖縄)

(閣条第1号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、維新、
無ク、沖縄

反対会派 なし

○平成28年11月22日(火) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 在日米軍駐留経費負担に関する件、南スーダンPKOにおける自衛隊の「駆け付け警護」に関する件、安倍総理とトランプ次期米国大統領との会談に関する件、日露関係に関する件、パリ協定に関する件、北朝鮮情勢に関する件、沖縄における北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業に関する件等について稲田防衛大臣、岸田外務大臣、萩生田内閣官房副長官、松村経済産業副大臣、関環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中西哲君(自民)、福山哲郎君(民進)、
浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、
浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、
伊波洋一君(沖縄)

- 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)について稲田防衛大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成28年11月24日(木) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)

について稲田防衛大臣、岸田外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

佐藤啓君(自民)、大野元裕君(民進)、
浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、
浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、
伊波洋一君(沖縄)

(閣法第15号)

賛成会派 自民、民進、公明、共産、無ク、
沖縄

反対会派 維新

○平成28年12月8日(木) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 集団的自衛権と憲法との関係に関する件、広島平和都市記念碑に関する件、日露関係に関する件、安全保障技術研究推進制度に関する件、南スーダンPKOにおける自衛隊の「駆け付け警護」に関する件、我が国と東南アジア諸国との防衛協力に関する件、我が国周辺空域における中国軍機の活動状況に関する件、在沖縄米軍基地問題に関する件等について稲田防衛大臣、岸田外務大臣、蓮舫外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小西洋之君(民進)、井上哲士君(共産)、
浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、
伊波洋一君(沖縄)

○平成28年12月14日(水) (第8回)

- 請願第1号外251件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—北朝鮮による五度目の核実験に対する抗議決議—

去る9月9日、北朝鮮は、核弾頭爆発実験を実施した旨発表した。これは、決議第2270号等の一連の国連安保理決議や六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反し、実に5回目となる核実験である。

今般の核実験は、これらの国際社会の声を無視して強行されたものであり、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であるばかりでなく、唯一の被爆国の我が国として断じて容認できない暴挙である。さらに、本年に入って弾道ミサイルの発射を、我が国の排他的経済水域に落下したものや、潜水艦から発射したものを含め、既に21発実施したことに加え、核実験を1月に引き続き再度強行したことは、我が国の安全に対する直接的脅威であるとともに、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、極めて強く非難する。

本委員会は日本国民を代表して、今般の核実験に対し重ねて厳重に抗議するとともに、北朝鮮が、これまでの諸合意に従って速やかに全ての核を放棄し、I A E Aの査察を受け入れ、朝鮮半島の非核化に取り組むことを強く要求する。

政府は、国連安保理決議等を踏まえ、決議に基づく制裁措置を完全に履行するよう強く求めるとともに、国際社会が結束した外交努力を展開し、平和的な解決を模索すべきである。その際、北朝鮮が現在の行動を改めない限り、国際的な批判と孤立を招くだけであり、将来に活路を見いだすことはできないことを認識させるべきである。そのためにも政府は、非常任理事国として、米国、韓国、中国、ロシア等関係各国との協力を強化しつつ、新たな決議の採択を始め、国連安保理における議論を主導するとともに、国連安保理での取組や我が国独自の措置を通じて圧力の強化を追求すべきである。

また、政府は、北朝鮮情勢に関する情報収集・分析を徹底し、国民に対して的確な情報提供を行うとともに、核実験及びミサイル発射の兆候・実施が認められる不測の事態にあっては国民への適切な周知を図るべきである。加えて、不断に必要な態勢をとるほか、米国等と緊密に連携し、我が国の平和と安全の確保、国民の安全・安心の確保に努め、万全の措置を講ずるべきである。

北朝鮮の核・ミサイル問題のみならず、拉致問題も我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国際社会が結束して北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の包括的かつ早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もって国民の負託に応えるべきである。

右決議する。